

福岡県公報

平成十八年八月七日
第二千五百六十七号
増刊 ①

目次

告 示 (第千五百九号―第千五百一十一号)

○ 農業振興地域の区域の変更	(農業振興課)	1
○ 漁業共済の加入区の設定の一部取消し	(水産振興課)	3
○ 漁業共済の加入区の設定の一部変更	(水産振興課)	3

告 示

福岡県告示第千五百九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和四十六年十月福岡県告示第九百八十一号）により指定した新宮農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第二項において準用する同法第六條第五項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農政部農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月七日

福岡県知事 麻生 渡

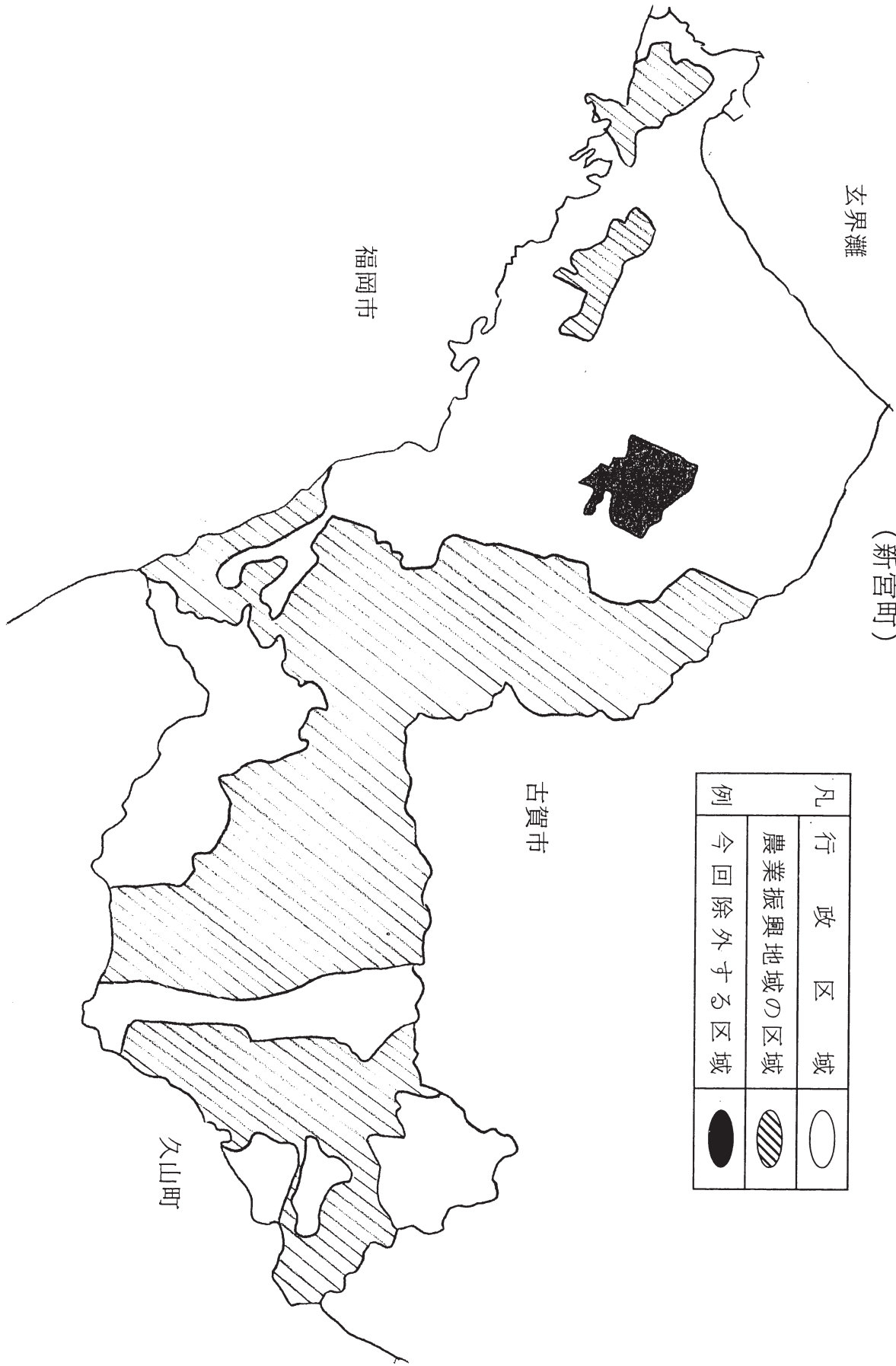
一 農業振興地域名

新宮地域

二 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

新宮農業振興地域の区域を表示した図面
(新宮町)



福岡県告示第千五百十号

漁業共済の加入区の設定（平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十三号）の一部を
取り消したので、次のように公示する。

平成十八年八月七日

福岡県知事 麻生 渡

取り消した加入区の名称	加入区の区分	取消年月日
特定ノリ三又青木加入区	ノリ養殖業	平成一八年八月七日

福岡県告示第千五百十一号

漁業共済の加入区の設定（平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十三号）の一部を
次のように変更したので、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）
第十八条の五第四項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成十八年八月七日

福岡県知事 麻生 渡

表中

特定ノリ大川加入区	大川漁業協同組合の地区	ノリ養殖業	を
特定ノリ大川加入区	大川漁業協同組合の地区及び三又青木漁業協同組合の地区	ノリ養殖業	に改

める。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)